

宴会利用規約

SPA&HOTEL舞浜ユーラシア(以下、「当施設」と称します)では、
ご会食・ご宴会等(以下、「宴会等」と称します)のご利用について、次のとおり規約を定めております。
必ずご一読の上、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 規約の範囲

当施設が宴会等のご利用に関して締結する契約は、この規約の定めるところによるものとします。
この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものといたします。

2. お申し込み

- (1)宴会等をお申し込みいただく場合は、当施設が定めた「団体申込書」にお申し込みの内容をご記入のうえ、
お申し込みいただきます。
- (2)「団体申込書」の内容を当施設が確認のうえ、施設の利用料金、サービス内容及び施設利用にあたっての注意事項等について、
お客様へ告知し、双方が合意した場合に契約は成立するものといたします。
- (3)宴会等のご予約をいただいた場合、期限を定めてお申込金を申し受ける場合がございます。
お申込金の金額は、宴会等の内容により当施設より提示させていただきます。

3. 費用のお支払い

宴会等に関する一切の費用(お申込金をお支払いいただいた場合はその残金)は、
原則として当日の宴会等のご利用前にお支払いください。ただし、ご宿泊等を伴う場合は、チェックアウト時にお支払い下さい。

4. 有料人数の減員

料理等ご用意させていただく人数(以下、有料人数とします)の、有料人数が減員の場合、
ご利用日の3日前12時までに、当施設の予約担当者までご連絡ください。
それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数より減少した場合でも
有料人数分の料金を頂戴いたします。
*ご手配の関係上、日付変更時間は18時までとさせていただきます。前日の18時以降は当日扱いとさせていただきます。

5. ご利用時間とご利用料金

- (1)宴会等のご利用時間及びご利用料金は申込書をご確認下さい。
- (2)会場のご利用時間は、ご予約いただいた時間から終了時間となります。
- (3)お客様のご都合により、ご利用時間を超過された場合は別途追加料金を頂戴いたします。
ただし、次の会場利用時間との関係でご利用時間の超過に応じられない場合もありますので、ご了承ください。

6. お客様のご都合による解約

既にご契約いただいたご宴会等をお客様のご都合により、お取り消しになる場合は、以下の解約料金を頂戴いたします。

	解 約 料 金
ご利用日の30日前から8日前まで	見積金額の 50%
ご利用日の7日前から前日18時まで	見積金額の 80%
前日18時以降から当日	見積金額の 100%

7. 利用の制限

次のいずれかに該当する場合にはご利用をお断りし、宴会等のご予約を解約させていただくことがありますので予めご了承ください。

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、及び暴力団員及び暴力団準構成員又は、暴力団関係者、その他反社会勢力と判明した場合
- ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められた場合
- ③法人でその役員のうち暴力団員に該当するものと認められた場合
- ④公序良俗に反するおそれがあると認められた場合
- ⑤施設の他のお客様に迷惑、不都合が生じるおそれがあると認められた場合
- ⑥利用条件に違反し、又は施設側の注意を受け入れられない場合
- ⑦使用権の譲渡及び転貸した場合
- ⑧使用目的以外の利用の場合
- ⑨天災その他、施設側の責任に帰することができない自由により利用できない場合

* ご利用当日に前項の各号に該当することが判明し、ご利用を中止させていただいた場合は、

⑨の場合を除き、ご利用料金を請求させていただきます。

* 当施設は、第7項の規定に基づく解約によりお客様が損害を受けた場合においても、その損害を賠償する責任を負いません。

8. 食品衛生管理

宴会等のお料理のお持ち帰りについては、食中毒防止等食品衛生管理の面からお断りさせていただいております。

9. 損害賠償及び免責

①損害賠償

お客様の故意又は過失により当施設・設備・什器備品等を毀損、汚損、滅失させたときは、損害を賠償させていただきます。

②免責

施設ご利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当施設に故意又は、過失がない限り、当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

また、天災地変、交通機関のストライキ、その他の不可抗力によって予定のご宴会等が実施できない場合、これら不測の事態による損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。

10. 禁止事項

法令で禁じられる行為・公序良俗に反する行為又は他のお客様に迷惑のかかる次に掲げる行為は禁止します。

- ①身体障害者補助権以外の愛玩動物の持ち込み
- ②発火又は引火性の恐れのあるもの等危険物の持ち込み
- ③賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑となる行為
- ④悪臭を発生するものの持ち込み
- ⑤大音響を発生するものの持ち込み
- ⑥備品等の移動、損傷、汚損